

千葉県告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月14日

千葉市長 熊谷俊人

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称 椿森三丁目町内会

(2) 所在地 千葉市中央区椿森3-4-15

椿森三丁目町内会館

(3) 代表者 氏名 渡辺 洋彰

住所 中央区椿森3-11-30-301

2 変更があった事項及びその内容

(1) 事務所の所在地

① 変更の内容

(旧) 会長宅

(新) 千葉市中央区椿森3-4-15

椿森三丁目町内会館

② 変更の年月日

平成10年4月26日

(2) 代表者

① 変更の年月日・代表者の氏名、住所変更

変更日	代表者(旧)	代表者(新)	代表者住所(新)
平成8年4月21日付	長谷川和夫	栗原 二郎	千葉市中央区椿森 3-7-9
平成12年4月23日付	安藤 操	斉藤 礼子	千葉市中央区椿森 3-1-3
平成23年4月23日付	斉藤 礼子	神尾 莞治	千葉市中央区椿森 3-9-12
平成26年4月26日付	神尾 莞治	渡辺 洋彰	千葉市中央区椿森 3-11-30-301

② 変更の理由

任期満了による。